

第 4 部
補助分類

概要

199. 統計分類はどのようなものでも、多くの理論上の原則と実用上の問題が妥協し合った末に生まれた物である。したがって、I S I Cの既存構造を構成する複数のレベルを使って単純に分類したからといって、分類データを求めるあらゆるニーズに等しく対応できるわけではない。より複雑な構成の標準分類を必要とするニーズにこたえるために、I S I C第4版は、いくつかの補助分類を補足として加えている。これらの補助分類はどれも、基本的にユーザー側が定義し国際的に認められている標準的な分類区分にもとづき、I S I Cに従って分類されたデータの公表を希望するユーザー集団のニーズにこたえることを目的としたものである。
200. I S I Cの適用という点からみると、様々な現象の分析には、I S I Cの細分類を使っても完全には明らかにできない統計データを必要とする場合があると考えられる。これには、国際標準としてのI S I Cを適用すべき分類レベルに問題がある場合と、求められている情報がI S I Cの概念と異なる概念にもとづいている場合がある。後者の場合には、I S I Cの細分類の一部を利用し、補助分類という観点から定義を加えることが可能であるかもしれないが、実際のデータ変換には、補足情報が必要になる。
201. 本書第4部には、特定の目的のためにI S I Cにもとづいて開発することができる様々な種類の分類あるいは拡大構造に関する以下の4つの補助分類が含まれている。すなわち、
- (a) SNAのデータ報告のための補助分類とは、I S I Cの対象範囲はそのままにして、SNAの枠組みにおける分類に適するように、カテゴリーの数を絞りこんだ分類を意味している。新たな概念が追加されたり、定義されることはない。この分類は、I S I Cのすべての細分類で構成されているので、データの単純な合計が可能である。
 - (b) 情報経済のための補助分類では、新たな概念（ICT（情報通信技術）部門とコンテンツ及びメディア部門）が導入されており、完全に独立したI S I Cの細分類としてこれら概念の定義が示されている。
 - (c) インフォーマル・セクターに関するデータ報告のための補助分類は、活動分類を、インフォーマル・セクターの分析に適したものとするためのものである。この分類では、I S I Cのすべての細分類が対象となっているが、インフォーマル・セクターという概念は、I S I Cの中のひとつの細分類に属する単位のすべてが、インフォーマル・セクターに属していることを示しているわけではないことに留意しなければならない。特に、この補助分類は、インフォーマル・セクターの定義を表しているものではないことは明らかである。
 - (d) 非営利組織セクターに関するデータ報告のための補助分類は、非営利セクターの分析のために重要な活動を同じグループに分類する。インフォーマル・セクターの場合と同じく、この補助分類が、非営利組織セクターの定義を表しているわけではない。この補助分類は、I S I Cにおいて入手可能な情報のほかに、非営利組織セクターの分析の際に必要な可能性のある詳細情報を追加するものである。この補助分類は、標準化されたアプローチを提供することによって、より詳細なデータを必要とするデータ作成者及びデータユーザーのための指針として機能することができる。
202. 上記以外にも、I S I C細分類の全部あるいは一部を使った補助分類が、他の既存の枠組みの中で定義されてきている。原則的に、付属文書のリストは暫定的なものであり、国連統計委員会は、将来、ユーザー・ニーズに対応するために新たな付属文書の作成と発行を求める可能性が

ある。このような新しい補助分類は、国際連合統計部の分類に関するウェブサイト上に掲載される予定である。

A. SNAデータ報告のための2つの補助分類

203. I S I C第4版は、分類のトップレベルとして21の大分類を、次のレベルとして88の中分類を設定している。国民経済計算の担当者は、SNAの活動別の概要データ報告のためには、I S I Cの大分類レベルより上位の分類を設定する必要があることを認識してきた。これにもとづき、SNAの更新作業の過程で、10のカテゴリーで構成されるハイレベルの分類を設定することで合意に達した。さらに、さまざまな種類の国々がSNAデータを報告するために必要だと思われる38のカテゴリーからなる中間レベルの分類についても合意に達した。これらの2つのSNA/I S I C分類の構造は、それぞれ、A*10とA*38と名付けられている。以下にこの2つの分類について説明する。

1. ハイレベルSNA/I S I C分類

204. 活動分類を開発する場合には、活動をグループ分けするために様々な基準を利用することができる。たとえば、種々の経済間での国際比較を求めるニーズがある。また、生産の種々の段階を区別したいという、すなわち、サービス生産活動とは別に、原材料の生産から加工品の生産までの段階を区別するという点は、一般的な関心の強い問題である。さらに、市場生産、非市場生産、自家用生産を区別するという点に対する関心も高い。生産を各段階別に分割することは、一般的には可能であるが、I S I Cの枠組みの中では完全に分割することはできない。非市場生産に関しては、国によっても対象期間によってもその活動がまちまちであるので、この目的達成のためにI S I Cの補助分類を作成することは困難である。ハイレベルA*10の分類は、おもに、I S I C第4版の大分類をグループ別に分類したものであり、第4.1表のとおりである。

表 4.1

ハイレベルSNA/I S I C分類 (A*10)

	I S I C第4版大分類	内容
1	A	農林漁業
2	B, C, D 及び E	製造、鉱業、採石及びその他の工業活動
2a	C	その中の製造業
3	F	建設業
4	G, H 及び I	卸売と小売、輸送と保管、宿泊施設と飲食店
5	J	情報通信業
6	K	金融・保険業
7	L	不動産業 a
8	M 及び N	専門・科学技術・管理・支援サービス業
9	O, P 及び Q	公務・国防・教育・保健医療・社会福祉事業
10	R, S, T 及び U	その他のサービス活動

a. 持家の帰属家賃

205. 生産性分析のためには、持家の帰属家賃のデータは、経済活動別統計から除外されることが多い。しかし、持家サービスは、SNAの生産境界内に含まれ、したがって、A*10とA*38の分類の大分類L（不動産業）に含まれる。これらのサービスは市場で販売することを目的としたものではないので、その価値を帰属計算しなければならない。この理由から、また国民経済計算の中にこれに対応する労働力インプットがないことから、多くのアナリストは、生産性統計を作成する場合には帰属家賃を除外する方法を好んでいる。

206. 生産性分析を行うアナリストやその他の人々が、自分の統計から非市場生産を除外し、法人部門に焦点を合わせることを希望する場合があるが、法人部門は、国の経済によってまちまちである。また、公務員、教育、医療保健、社会福祉などのほとんどあるいは少なくとも一部が非市場活動である活動をひとつにまとめることも可能であるかもしれない。

207. 短期経済分析及び四半期国民経済計算報告のためには、ビジネス・サイクルが似通っている活動は、可能な限り、ひとつにまとめることが望ましい場合もある。

208. 分析のためには、継続性が確保された長期のデータシリーズを求める声が強い。I S I Cの前版（すなわち、I S I C第3.1版）では、SNAの質問票において国民経済計算のデータ報告用にI S I Cの多くの標準分類が利用された。I S I C第4版では、国際的な比較可能性と適切性の確保を優先し、I S I C第3.1版のいくつかの内容が大きく変更されている。したがって継続性が確保されている範囲は限定的であるが、I S I Cの多くの部分において引き続き継続性が確保されている。

2. 中間レベルのSNA/I S I C分類

209. 国際的に比較可能なSNAデータ報告のための38のI S I Cカテゴリーの標準的中間レベル分類は、SNAの更新作業の過程で合意された。これらのカテゴリーは、I S I Cの21の大分類と88の中分類の中間に位置する分類レベルである。中間レベルのA*38分類は表4.2のとおりであり、ここではI S I C第4版の中分類との関係も示されている。

第4.2表

中間SNA/I S I C分類 (A*38)

	A*38コード	説明	I S I C第4版コード
1	A	農林漁業	01から03
2	B	鉱業及び採石業	05から09
3	CA	食品、飲料、たばこ製品製造	10から12
4	CB	繊維、衣料品、皮革及び関連製品の製造	13から15
5	CC	木及び紙製品製造；印刷業及び記録媒体複製業	16から18
6	CD	コークス及び精錬石油製品の製造	19
7	CE	化学薬品及び化学製品の製造	20
8	CF	基礎薬品及び処方薬の製造	21
9	CG	ゴム及びプラスチック製品及びその他の非金属鉱物製品の製造	22+23
10	CH	基礎金属及び加工金属製品の製造（機械及び機器を除く）	24+25

11	CI	コンピュータ、電子製品、光学機械の製造	26
12	CJ	電気製品の製造	27
13	CK	機械及び機器の製造、他の分類に含まれない活動	28
14	CL	輸送機器の製造	29+30
15	CM	その他の製造；機械及び機器の修理と設置	31 から 33
16	D	電気、ガス、蒸気及び空調供給業	35
17	E	上下水道、廃棄物処理と環境浄化	36 から 39
18	F	建設	41 から 43
19	G	卸売及び小売；自動車及びオートバイの修理	45 から 47
20	H	輸送と保管	49 から 53
21	I	宿泊施設と飲食店	55+56
22	JA	宣伝、視聴覚及び放送	58 から 60
23	JB	電気通信	61
24	JC	I T とその他の情報サービス	62+63
25	K	金融及び保険	64 から 66
26	L	不動産業(a)	68
27	MA	法律、会計、経営、設計、工学、技術審査及び分析	69 から 71
28	MB	科学調査開発	72
29	MC	その他の専門、科学、技術活動	73 から 75
30	N	管理及びサポート・サービス	77 から 82
31	O	公務員及び国防；強制的社会保障	84
32	P	教育	85
33	QA	保健	86
34	QB	ケア施設と社会事業活動	87+88
35	R	芸術、娯楽	90 から 93
36	S	その他のサービス	94 から 96
37	T(b)	使用者としての世帯活動、世帯による自家用の区別されない財及びサービスの生産	97+98(b)
38	U(c)	治外法権組織及び機関の活動	99(c)

(a) 持家の帰属家賃を含む

(b) 中分類 98 の世帯によるサービス生産は、SNA 生産境界外である。

(c) これらの組織の活動は、所在国による報告の対象外である。

210. この分類では、継続性の確保を求める声が考慮されているが、しかし、I S I C 第 4 版における変更の程度を考えれば、継続性確保は限定的である。

211. この SNA データ報告のための A*38 分類では、ほとんどの先進国経済において I S I C 第 4 版の中で最大の大分類である大分類 C（製造業）をいくつかに分割している。また、一部のサービス活動についても、それが特に重要な場合、あるいは異なる場合、あるいは政策上の注目度が高い場合には、いくつかに分割している。I S I C 第 4 版では、情報通信関連活動と一般サービス活動が加えられたが、A*38 分類では、サービス活動について 38 のカテゴリーから 20 を割り当てる際に、この変更が反映された。しかし、次の 3 つの理由から、製造業に関して適切な

分類レベルを維持することが重要であるとみなされた。

- (a) 数量データを含む製造業アウトプットのためのデータが、サービスのアウトプットのデータよりも、国際比較がしやすく、確実性が高く、分析に利用しやすい状況を維持することが必要である。
- (b) 第1次産業と第2次産業を代表するデータは、国によって開発程度が様々であっても、適切で比較可能であることが必要である。
- (c) I S I C第4版でかなり急進的な変更が加えられているが、適切な数の時系列を確保することが必要である。

212. I S I C第4版の製造業部門は、I S I C第3.1版の製造業部門とは全体の内容において異なっている。印刷業は、製造業から大分類J（情報通信）に移った。材料の再生利用/リサイクルは、製造業から環境関係の大分類である大分類E、特に、“廃棄物処理と環境浄化”というタイトルの中分類に移った。これらの変更点は、本書第5部に詳しく述べられている。

213. 医薬品、コンピュータ及び電子機器ならびに電気製品の製造を含む中分類は、ハイテクと情報通信技術（ICT）の観点から政策的に関心の高い分野であるとみなされ、この中間分類では独立させている。

214. 大分類J（情報通信業）は、この分野に対する政策上の関心の極めて高い状況が継続しているというのが全世界共通であることから、2つに分割された。電気通信事業は、第4版執筆時点では、多くの国々で最も成長の早い産業のひとつであり、今後何年間も人々の関心の中心になると考えられる。電気通信、放送、インターネット、情報通信サービスの境界線は、当面、流動的である可能性が高く、最新の技術開発が今後も続くと考えられる。したがって、大分類Jは、将来において分割することが難しくなる可能性があり、あるいは今とは異なる方法で分割する必要が生じるかもしれない。推奨される分割方法とは、中間レベルでICT（情報通信技術）を大まかにまとめることができ、同時に、情報コンテンツ産業の識別を可能とする方法である。

215. 不動産業は、大分類Lとして独立させているが、上記に説明している通り、生産性分析にとって有用となる可能性が高い。ただし、理想的には、持家の帰属家賃の部分は切り離すべきである。

216. 最後に、医療及び保健事業は、医療及び保健事業の規模及び、知識経済上の関心を含め、政策上の関心の高さから、独立させている。獣医の活動は、医療及び保健からは切り離し、大分類M（専門職、科学技術サービス）に移動した。

B. 情報経済のための補助分類

217. 最近、情報経済、すなわち、情報通信技術（ICT）といわゆる“コンテンツ”で構成される情報経済に関するデータの需要が高まっている。情報経済に関係するすべての活動は、I S I Cの多くの中分類の中の細分類として設けられていたり、あるいは細分類の一部を構成しているが、情報経済を含む細分類及びその境界の解釈については、まだ議論の余地のある問題である。経済協力開発機構（OECD）は、ICTとコンテンツの部門の標準的な定義を定める取組みにおいて主導的な役割を果たしてきた。情報社会のための指標に関するワーキング・パーティーは、

従来から使用されてきた定義の見直しを行い、I S I C第4版に掲載されている詳細情報を使って新提案を行った²⁹。以下に示す表は、同ワーキング・パーティーが行った提案と一致している。

1. ICT（情報通信技術）部門の定義

218. この部門の定義は、ICTの財及びサービスの生産により発生する経済活動の部分を、国際的に比較可能な方法で測定するための統計の基礎となる。

219. 以下の一般原則（定義）は、ICT経済活動（産業）を特定するために使用されている。

“候補産業の（財及びサービスの）生産は、送受信及び表示を含む電子的方法による情報処理ならびに情報通信機能を満たす、あるいは可能とすることを主たる目的としたものでなければならない。”

220. ICT部門における活動（産業）は、ICT製造業、ICT取引、ICTサービスに分けることができる。上記の定義にもとづき分類されたI S I C第4版の産業は、第4.3表のとおりである。

第4.3表

ICT部門

ICT製造業	
2610	電子部品及び基板製造業
2620	コンピュータ及び周辺装置製造業
2630	通信装置製造業
2640	家庭用電子機器製造業
2680	磁気及び光媒体製造業
ICT取引	
4651	コンピュータ、コンピュータ周辺装置及びソフトウェア卸売業
4652	電子・電気通信機器及び部品卸売業
ICTサービス産業	
5820	ソフトウェア製作業
61	通信業
6110	有線通信業
6120	無線通信業
6130	衛星通信業
6190	その他の通信業
62	コンピュータ・プログラミング、コンサルタント及び関連業
6201	コンピュータ・プログラミング業
6202	コンピュータ・コンサルタント及びコンピュータ設備管理業

²⁹ 国際標準産業分類（I S I C 4）、OECDドキュメントD S T I / I C C P / I I S（2006）2 / F I N A Lにもとづく情報経済部門の定義を参照のこと。

6209	その他の情報技術及びコンピュータ・サービス業
631	データ処理、ホスティング及び関連業；ウェブ・ポータル
6311	データ処理、ホスティング及び関連業
6312	ウェブ・ポータル
951	コンピュータ及び通信装置修理業
9511	コンピュータ及び周辺装置修理業
9512	通信装置修理業

2. コンテンツ及びメディア部門の定義

221. 以下の一般原則（定義）は、コンテンツ及びメディア部門の活動を特定するために使用されている。

“候補産業の（財及びサービスの）生産は、マスメディアを使って、情報提供、教育及び/もしくは娯楽提供をおこなうことを主たる目的としたものでなければならない。これらの産業は、コンテンツ（情報、文化、娯楽用生産物）の生産、出版及び/もしくは販売に従事している。ただし、コンテンツが、人間を対象とした組織化されたメッセージである場合とする。”

222. この定義にもとづき分類された I S I C 第 4 版の産業リストは、表 4.4 のとおりである。

表 4.4

コンテンツ及びメディア部門

581	書籍、定期刊行物及びその他の出版業
5811	書籍出版業
5812	住所・人名録及びメーリングリスト出版業
5813	新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
5819	その他の出版活動
591	映画、ビデオ及びテレビ番組業
5911	映画、ビデオ及びテレビ番組制作業
5912	映画、ビデオ及びテレビ番組ポストプロダクション業
5913	映画、ビデオ及びテレビ番組配給業
5914	映写業
592	音声録音・音楽出版業
60	番組編成・放送業
6010	ラジオ放送業
6020	テレビ番組編成・放送業
639	その他の情報サービス業
6391	通信社
6399	他に分類されないその他の情報サービス業

C. インフォーマル・セクターに関するデータ報告のための補助分類

223. インフォーマル・セクターの世帯企業は、多種多様な活動を行っている。インフォーマル・セクターの異質性を明らかにし、セグメントによって異なる雇用創出と所得創出可能性、制約及びその他の特徴を分析し、インフォーマル・セクターのための適切な対策を立案するために、政策立案者とアナリストは、インフォーマル・セクターの構造及び構成を明らかにするデータを必要としている。経済活動の種類は、インフォーマル・セクターを定義する場合の基準とはならないが、一方で、その特徴を明らかにする重要な変数である。したがって、経済活動の種類は、インフォーマル・セクターに関する統計に関して標準的な変数のひとつとして使用されている。また、代表的なサンプルを抽出する場合のインフォーマル・セクター内のセグメントの層化においても、変数としても使われることが多い。
224. インフォーマル・セクターの活動は、以下の大分類あるいはその一部に集中している傾向が強い。すなわち、大分類 A（農林漁業）、C（製造業）、F（建設業）、G（卸売及び小売業；自動車及びオートバイ修理業）、H（運輸・保管業）、I（宿泊・飲食業）、S（その他のサービス業）である。このことから、インフォーマル・セクターに関する統計に関しては、最上位の補助分類を導入することが望ましく、このためには、現行の I S I C 第 4 版の大分類のいくつかを統合し、カテゴリーの数を絞る必要がある。
225. インフォーマル・セクターにおいて、数の上で重要なのは、製造、修理サービスと商業である。これらの活動は、開発途上国のインフォーマル・セクターにおいて、さまざまな単位によって実施されており、これらの単位は、性別を含め、それに従事している人物の特徴という点でかなりまちまちである。したがって、これらの活動は、インフォーマル・セクターの生産単位に関する経済活動別統計を公表する場合に、いかなるレベルであれ、ひとつにまとめることは一般的に望ましくない。ここに示す補助分類では、これらの 3 つの活動を別々に表示している。さらに、製造業は、その重要性を考慮して、カテゴリー II のサブ項目としている。同様に、店舗及びマーケットでの販売は、訪問販売及びその他の直接小売販売と同じく、インフォーマル・セクターにおけるその重要性から、カテゴリー IV のサブ項目として独立させている。
226. 機械及び機器の修理と設置は、他の製造業とともにカテゴリー II に分類されてきた。これは、これらの活動に従事する単位が、I S I C 中分類 95 に含まれる“修理及び保守”の生産活動に従事していることが理論上不可能だからである。自動車及びオートバイの保守及び修理は、カテゴリー V に分類されてきた。I S I C の細分類コードの分裂を避けるために、I S I C 細分類 4540（オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業）全体が、この修理のカテゴリーに入れられた。これは、インフォーマル・セクターの活動に関しては、オートバイの販売は、修理に比べて小規模であるという事実を考慮した結果である。
227. インフォーマル・セクターの定義は、活動の具体的種類に言及するものではないので、原則的には、I S I C の分類対象であるすべての活動は、インフォーマル・セクターにおいて実施可能である。しかし、ケースによっては、活動の性格から、インフォーマル・セクターではほとんど実施されない活動がある。たとえば、公務員の活動（大分類 O）は、その活動の性格からインフォーマル・セクターの単位によって実施されることはない。同じことが、治外法権組織及び機関の活動（大分類 U）にもいえる。したがって、大分類 O と U は、この補助分類から除外されている。

228. インフォーマル・セクターの生産単位は、その定義にもとづき、販売あるいは交換のために財あるいはサービスの一部を生産していなければならないので、I S I Cの大分類 T (使用者としての世帯の活動；区別されていない財及びサービスの世帯による自家用生産) は、インフォーマル・セクターの対象範囲から外れている。したがって、I S I C大分類 T は、この補助分類には含まれていない。

229. 少なくとも I S I Cの構成部分 (中分類、小分類または細分類) の一部が、インフォーマル・セクターの活動をカバーしている場合、一般的に I S I Cの大分類はこの補助分類の中に含まれている。このような大分類の中で、インフォーマル・セクターの活動をカバーしていない中分類、小分類あるいは細分類が存在する可能性は残っている。

230. たとえば、保険事業 (I S I C中分類 65) は、基本的に、インフォーマルな単位によって実施されることはない。しかし、I S I C大分類 K (金融・保険業) に含まれるその他の活動は、インフォーマル・セクターの単位によって実施されることがある。この補助分類は、おもに、I S I Cの大分類レベルに基づいているので、中分類 65 を含む大分類 K 全体が、この補助分類に含まれている。同じことが、たとえば、細分類 6411 (中央銀行) あるいは小分類 942 (労働団体) にもいえる。

231. I S I C第4版のインフォーマル・セクターのための補助分類の最上位レベルは、11のカテゴリーで構成されており、表4.5のとおり、ローマ数字のIからXIで示されている。

表 4.5

インフォーマル・セクターの統計の分析及び報告のための I S I C補助分類

カテゴリー	タイトル	ISIC 大分類	ISIC 中分類	ISIC 小分類	ISIC 細分類
I	農林漁業	A	01-03	011-032	0111-0322
II	鉱業と採石業、製造業、電気ガス水道、廃棄物処理	B,C,D,E	05-39	051-390	0510-3900
IIa	内：製造業	C	10-33	101-332	1010-3320
III	建設業	F	41-43	410-439	4100-4390
IV	卸売及び小売	G*	45,*46,47	451,453,461-479	4510,4530,4610-4799
IVa	内：店舗以外での小売 ^a	G*	47*	478,479*	4781-4789,4799
V	自動車及びオートバイの修理；コンピュータ及び個人ならびに家庭用品の修理	G,*S*	45,*95	452,454,951-952	4520,4540,9511-9529
VI	輸送と保管	H	49-53	491-532	4911-5320
VII	宿泊施設と飲食店	I	55-56	551-563	5510-5630
VIIa	内：レストラン、移動食品サービス及びイベント用ケータリング	I*	56*	561,562*	5610,5621
VIII	専門職、科学技術、管理及びサポートサービス、芸術、娯楽	M,N,R	69,82,90-93	691-829,900-932	6910-8299,9000-9329
IX	教育；医療保健及び社会事業	P,Q	85-88	851-889	8510-8890
X	その他の個人サービス	S:	96	960	9601-9609

XI	その他の活動	J,K,L,S*	58-68,94	581-682,941-949	5811-6920,9411-9499
----	--------	----------	----------	-----------------	---------------------

* 大分類、中分類あるいは小分類の分割を表す

a 通信小売販売あるいはインターネットによる小売販売を含まない

232. この補助分類は、インフォーマル・セクターの活動に関するデータを公表する標準的方法のためのツールとなることを目的として作られたものであり、I S I Cを通してインフォーマル・セクターを定義することを目的としたものではない。

D. 非営利組織セクターに関するデータ報告のための補助分類

233. “国民経済計算体系における非営利組織に関するハンドブック”³⁰は、国際連合統計部が、市民社会研究のためのジョーンズ・ホプキンス・センターの協力を得て進めた大規模なイニシアチブの成果として生まれたものである。このハンドブックは、各国がその経済統計の中で非営利組織、慈善活動及びボランティア活動の実態を明確にするために役立つことを目的としている。このハンドブックでは、非営利組織セクターを次のように定義している。

“したがって、非営利組織のサテライト勘定に関して、(a)組織であり、(b)非営利であり、また法にもとづきあるいは慣例的に、組織を所有または支配している人物に対して剰余金の分配を行わず、(c)政府とは関係をもたず制度的に独立しており、(d)自治組織であり、(e)非強制的である、という条件を満たすものを非営利セクターと定義する。³¹

234. 非営利組織の地位は、生産あるいは収入の特徴ではなく、法律上、構造上あるいは運営上の特徴によって決定されるので、NP I（非営利組織）セクターは、I S I C細分類の一部だけをまとめたものとして定義することはできない。非営利組織は、教育、医療保健、社会事業のような一部のサービスに集中しているが、原則的には、I S I C構造のあらゆる部分において非営利組織が見られる。さらに、特定のひとつのI S I C細分類の単位を取り上げた場合に、その大半が非営利組織である場合があるとしても、そのすべてが非営利組織であるわけではない。

235. このセクターは活動ラインに沿って分類するために、同ハンドブックは、特別分類、すなわち、非営利組織国際分類（ICNPO）を推奨している。この分類は、NP Iセクターに関する多くの統計プログラム及び分析においてこれまで使用されてきたし、今後も使用され続けると考えられる。このハンドブックを採用しているほとんどの国は、そのサテライト勘定において結果を報告するためにICNPOを使っている。さらに、各国のその他の統計プログラムにもICNPOは採用されている。その例として、寄付、ボランティア、参加に関するカナダ調査³²、非営利及びボランティア組織の全国調査³³、イタリアの非営利組織と協同組合に関するセンサス^{34,35}などがあり、これらはいずれもデータの分類にICNPOを使用している。

³⁰ スタティスティカル・ペーパー、シリーズF、No.91（国連刊行物、セールスナンバーE.03.XVII.9）

³¹ 上記スタティスティカル・ペーパーの параграф 2.14

³² カナダ統計局(2006) Caring Canadians, Involved Canadians ; Highlights from the Canada Survey of Giving, Volunteering and Participating カタログ No.71-542-XIE

³³ カナダ統計局 (2005)、Cornerstones of Community : Highlights of the National Survey of Nonprofit and Voluntary Organizations カタログ No.61-533-XIE 改定版

³⁴ Istat（イタリア統計局）(2001) Istituzioni nonprofit in Italia

³⁵ Istat（イタリア統計局）(2006) Le cooperative sociali in Italia

236. ICNPOは、上記ハンドブックに組み込まれているが、これは、ISIC第3版では、会員制組織、宿泊を伴わない社会事業、及びその他の、非営利組織が主に活動している分野についての詳細な分類がほとんど不可能であったためである。³⁶ ISIC第4版は、第3版に比べれば、ICNPOへの転換の容易さという点で大幅な改善を見たが、ISICの2つの小分類に関しては、このセクターに関する過去の調査において特定されている非営利組織の種類の間の主な違いをすべて把握するために、また、ISIC細分類とICNPOの細分類の関係が1対多数である状況を回避するためには、十分な詳細度が確保されているとはいえない。この2つの小分類とは、ISIC小分類889（宿泊を伴わない社会事業）と949（その他の会員制組織の活動）である。

237. 北米産業分類システム（NAICS）は、この2つの分野について、より詳細なカテゴリーを提供している。表4.6及び4.7は、ISIC第4版の小分類889と949のそれぞれについて、NAICSを参考として構成された補助構造を示したものである。新しい細分類として提案されているものは、斜体で示されている。付属文書D.1とD.2は、小分類889と949の新しいサブカテゴリーの内容を説明するために必要な文言を示したものである。基本的に、これらの内容説明文は、現行のISIC第4版構造の細分類8890と9499において識別可能な複数の細々分類のための文言から抜粋したものであり、ISICの細分類とICNPOのカテゴリーが、1対1で対応できるように独立した複数の細分類に分割されている。

³⁶ スタティスティカル・ペーパー、シリーズF、No.91、パラグラフ3.10

表 4.6

I S I C 第 4 版小分類 889 (宿泊施設のない他に分類されないその他の社会事業) のための補助構造

大分類	中分類	小分類	細分類	内容
Q				保健衛生及び社会事業
	86			保健衛生事業
		861	8610	病院事業
			8620	医療業及び歯科医療業
		869	8690	その他の保健衛生事業
	87			居住ケアサービス業
		871	8710	居宅養護施設
			872	知的障害、精神障害及び薬物乱用者用居住ケアサービス業
			873	高齢者・障害者用居住ケアサービス業
			879	その他の居住ケアサービス業
	88			宿泊施設のない社会事業
		881	8810	宿泊施設のない高齢者・障害者向け社会事業
		889		宿泊施設のない他に分類されないその他の社会事業
			8891	青少年向けサービス業
			8892	その他の個人及び家族向けサービス業
			8893	飲食と住宅に関する地域社会のサービス業
			8894	一時的な避難所
			8895	緊急及び救助活動
			8896	職業復帰訓練及び社会適応訓練活動
			8897	児童のためのデイケア・サービス業
			8898	社会事業を目的とした慈善活動あるいはその他の支援活動
			8899	宿泊を伴わない他に分類されないその他の社会事業

表 4.7

I S I C 第 4 版小分類 949 (その他の会員制団体) のための補助構造

大分類	中分類	小分類	細分類	内容
S				その他のサービス業
	94			会員制企業・雇用主・職業団体
		941	9411	会員制企業・雇用主団体
			9412	会員制職業団体
		942	9420	労働団体
		949		その他の会員制団体
			9491	宗教団体
			9492	政治団体

9493	助成及び支援活動
9494	人権団体活動
9495	環境、保護及び野生生物団体の活動
9496	その他の社会支援団体の活動
9497	文化あるいは娯楽組合の活動（スポーツあるいは試合を除く）
9498	その他の文化社会団体の活動
9499	他に分類されないその他の会員制団体の活動

付属文書 D.1.

I S I C 第 4 版小分類 889 の補助細分類の内容説明

8891 青少年向けサービス業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －青少年のための福祉及び指導
- －養子縁組活動、児童及びその他を残酷行為から守る活動

8892 その他の個人及び家族向けサービス業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －家計相談、結婚及び家族問題に関する指導、金銭の貸借に関する相談
- －福祉、家賃補助、食料配給券に関係した資格審査

8893 飲食と住宅に関する地域社会のサービス業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －フードバンク、スープキッチン、配食プログラムなど、生活困窮者のための食糧集め、準備、配達に関係する活動
- －低所得者及び世帯のための仮住まいの提供に関係する活動
- －家の所有者に協力しての、ローコスト住宅のボランティアによる建設あるいは補修に関係する活動。この場合、家の所有者も作業に参加することもある。

8894 一時的な避難所

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、児童虐待の犠牲者のための短期の緊急避難所の提供に関係する活動
- －ホームレスの個人あるいは家族、家出した青少年、重病の患者とその家族のための一時的な住居の提供に関係する活動

8895 緊急及び救助活動

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －災害被害者、難民、移民のための活動で、これらの人々の一時的あるいは拡大避難所を含む

8896 職業復帰訓練及び社会適応訓練活動

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －教育部門が十分でない場合に、失業者に対して職業復帰訓練及び社会適応訓練を行う活動

8897 児童のためのデイケア・サービス業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －幼児あるいは児童のデイケアを提供する活動

8898 社会事業を目的とした慈善活動あるいはその他の支援活動

この細分類には以下の活動が含まれている：

－社会事業を目的とした資金調達あるいはその他の支援活動のような慈善活動

8899 宿泊を伴わない他に分類されないその他の社会事業

この細分類には以下の活動が含まれている：

- －その他の社会事業、カウンセリング、福祉、避難、紹介及びこれらに類する活動で、個人及び家族に対し、自宅もしくはその他の場所で、政府機関または民間組織、災害救助団体、国あるいは地域の自助団体、カウンセリング専門団体により実施される活動
- －飲食及び住宅に関する活動以外の地域社会及び近隣の活動
- －ホームレス及びその他の社会的弱者のためのデイケア施設

この細分類には以下の活動は含まれない：

- －強制的な社会保障プログラムの資金調達及び管理、8430 参照のこと
- －当細分類に含まれる活動と類似の活動であるが、宿泊を伴うもの、8790 を参照のこと
- －青少年向けサービス活動、8891 参照のこと
- －その他の個人及び家族向けサービス活動、8892 参照のこと
- －飲食と住宅に関する地域社会のサービス活動、8893 参照のこと
- －一時的な避難所、8894 参照のこと
- －緊急及び救助活動、8895 参照のこと
- －職業復帰訓練及び社会適応訓練活動、8896 参照のこと
- －児童のためのデイケア・サービス活動、8897 参照のこと
- －社会事業を目的とした慈善活動あるいはその他の支援活動、8898 参照のこと

付属文書 D.2.

I S I C 第 4 版小分類 949 の補助細分類の内容説明

9493 助成及び支援活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

- －会員制組織あるいはその他による助成金提供活動

9494 人権団体活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

- －市民運動あるいは抗議活動など、国民の啓蒙、政治的影響力、資金集めなどの方法によって、公的な問題を大きくとりあげる団体の活動、ただし、政党と直接の関係のない団体、及び、少数民族やマイノリティなどの特定グループの保護及び向上を求める団体の活動

9495 環境、保護及び野生生物団体の活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

- －環境保護運動など、国民の啓蒙、政治的影響力、資金集めなどの方法によって、公的

な問題を大きくとりあげる団体の活動、ただし、政党と直接の関係のない団体

9496 その他の社会支援団体の活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

－地域社会や教育機関、他の分類に含まれない活動を支援する組織ならびに服役軍人協会など愛国目的の組合など、国民の啓蒙、政治的影響力、資金集めなどの方法によって、公的な問題を大きくとりあげる団体の活動、ただし、政党と直接の関係のない団体

この細分類には以下の活動は含まれない

- －人権団体の活動、9494 参照のこと
- －環境、保護、野生生物の団体の活動、9495 を参照のこと

9497 文化あるいは娯楽組合の活動（スポーツあるいは試合を除く）

この細分類には以下の活動が含まれる

－（スポーツあるいは試合を除く）文化あるいは娯楽または趣味を追求するための活動。たとえば、詩作、文学、読書のクラブ、歴史クラブ、ガーデニング・クラブ、映画や写真クラブ、音楽や芸術のクラブ、クラフトやコレクターのクラブ、ソーシャル・クラブ、カーニバル・クラブなど

この細分類には以下の活動は含まれない

- －スポーツクラブの活動、9312 を参照のこと
- －創作、芸術、娯楽活動、9000 を参照のこと

9498 その他の文化社会団体の活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

- －消費者団体
- －自動車協会
- －ロータリークラブ、集会所などの社交目的の組合
- －青少年団体、学生団体、クラブ、フラタニティ（大学、高校の男子学生クラブ）など

この細分類には以下の活動は含まれない：

- －スポーツクラブの活動、9312 を参照のこと
- －文化娯楽協会、9497 を参照のこと

9499 他に分類されないその他の会員制団体の活動

この細分類には以下の活動が含まれる：

－会員制組織の活動、他の分類に含まれない活動

この細分類には以下の活動は含まれない：

- －スポーツクラブの活動、9312 を参照のこと
- －専門職の会員制組織活動、9412 を参照のこと
- －助成及び支援活動、9493 を参照のこと
- －人権団体活動、9494 を参照のこと
- －環境、保護及び野生生物団体の活動、9495 を参照のこと
- －その他の社会支援団体の活動、9496 を参照のこと

- －文化あるいは娯楽組合の活動、9497を参照のこと
- －その他の文化社会組織の活動、9498を参照のこと